

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 11 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900220号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900068号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年3月3日、喪失年月日を同年6月24日に訂正し、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成26年3月3日から同年6月24日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月3日から同年6月24日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年3月から同年5月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成26年3月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額24万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年3月3日から同年6月24日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された個人別賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求者が請求期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に

見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 26 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額は、上記の個人別賃金台帳及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間において、仮に事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、同資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 上記の個人別賃金台帳及び給与明細書並びに日本年金機構の回答から判断すると、事業主から届出されるべき請求者に係る請求期間の標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の A 社における請求期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 26 年 3 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 24 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900306号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900070号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月28日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成28年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月28日

A社に勤務した期間のうち、平成28年12月28日に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたので保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「平成28年 2回目 賞与 勤怠支給控除一覧表」により、請求者は、請求期間に同社から25万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額25万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年6月20日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年12月28日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900301号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900036号

第1 結論

昭和41年9月から昭和43年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年9月から昭和43年8月まで

私は、前回、「私の母(訂正請求記録の対象者)は、既に亡くなっているが、昭和41年9月頃から住んでいたA市のアパートの隣人に勧められて、加入時期は不明確であるが国民年金に加入し、国民年金保険料もほとんどをその隣人に渡して納付してもらっていたことを記憶していた。昭和43年9月に母が市役所職員に採用されるまでの国民年金保険料を納付していたことを母から聞いていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。」として、私の母の請求期間について訂正請求を行った。

しかし、「アパートの隣人」、「ほとんどをその隣人に納付してもらった。」という点に関しては正確には分からないので、それぞれ「アパートの住人」、「忙しいときにその住人に納付してもらった。」として訂正する。

また、前回も主張していたが、母は、市役所職員に採用された際、それまで納付していた国民年金保険料について今後も納付する必要があるかどうかを職場の職員に質問したところ、今後は納付しないで良いと回答されたことを強く記憶していた。

前回の訂正請求では記録訂正は認められなかったが、今回、そのアパートの住人の名字が判明したため、再度訂正請求を行った。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の訂正請求については、i) オンライン記録及び国民年金受付処理簿

(A市)によると、訂正請求記録の対象者と生年月日、性別並びに請求期間当時の氏名及び住所が全て一致している基礎年金番号に統合されていない国民年金被保険者記録（以下「未統合記録」という。）が確認でき、請求者の主張のとおり、訂正請求記録の対象者は、A市で国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その時期は、未統合記録に係る国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和42年7月頃であったことが推認できるところ、当該加入手続時点においては、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能であるが、未統合記録によると、訂正請求記録の対象者が昭和35年10月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格取得し、昭和43年9月1日に資格喪失していることが確認できるものの、請求期間を含み国民年金保険料は全て未納と記録されている上、日本年金機構が保管する年度別納付状況リスト（A市：昭和57年12月14日現在）においても、同様に未納の記録となっていること、ii）請求者は、請求期間の国民年金保険料のほとんどをA市のアパートの隣人に渡していたと訂正請求記録の対象者より生前に聞いていたと主張しているものの、当時のアパートの隣人の氏名、連絡先等は不明であると回答していることから、請求期間当時の事情を聴取することができず、請求期間の保険料の納付状況は不明であること、iii）そのほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に令和元年7月12日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、母親が多忙なときに、母親に代わって請求期間の国民年金保険料を納付してくれたアパートの住人の姓が「B」氏であることが判明したとして再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A市の住居表示旧新対照表（3）昭和41年11月1日施行（追録）により、請求者及び訂正請求記録の対象者が当時居住していた住所地に当該アパートがあったこと及び世帯主氏名としてBという姓の人物が確認できたものの、現在の連絡先等は不明であるほか、請求者が、B氏が会員として所属していたとする団体は、B氏本人と識別される保有個人データの存在を確認することができないと回答していることから、B氏に照会し当時の状況を確認することができない。

なお、請求者は、「3 請求内容の要旨」に記載したとおり、今回の訂正請求において、前回の請求内容を一部訂正しているほか、受け取った領収書のようなものの形状について、「短冊のような形」から「非常に小さい切手のようなもの」に訂正しているが、これらは、当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは言えない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900264号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

A社の退職日は、平成4年1月31日であるが、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日も同日となっているので、当該資格喪失年月日を平成4年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は、請求者に係る賃金台帳及び出勤簿等の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、請求者の同社における退職日について具体的な回答を得ることができなかった。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。